

公益社団法人 宮若・小竹シルバー人材センター
令和6年度事業計画

1. 事業概要

2024年1月1日石川県能登半島で震度7など北陸地方で地震により被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、被災地域の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、シルバー人材センターは、令和5年2月24日に閣議決定された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」（いわゆるフリーランス新法）の制定を踏まえた、新たな請負・委任の形態で就業する契約方法の転換の見直しが、全国シルバー人材センター事業協会と厚生労働省で現在検討がすすめられているところです。

本年10月に施行予定のフリーランス法に則した契約方法への移行していくこととされていることから、発注者、会員に周知・説明を講じる必要があります。

また、会員への就業環境はもとより情報提供や連絡方法等の充実を図るために、会員がデジタル化機器（特にスマートフォン）を活用できるように推進していく取組を展開して参りたいと考えています。

当センターでは、令和2年以降、新型コロナウイルス拡大の影響を受けて、入会者が減少し、依然として厳しい状況が続いている。会員数をコロナ前の水準に回復することを最優先目標とした会員拡大を図るとともに、新しい事業や継続的な就業機会の開拓し、推し進めていく必要があります。

このような状況の中、高齢者の生きがいづくり、社会参加の機会の充実を図るために、地域の高齢者が気軽に立ち寄れる、ふれあい・交流の居場所を確保するとともに、高齢者の閉じこもりを防ぐ取組や働くことを通じての活動を共にする仲間づくりの施策を展開することで、当センターの課題である会員増強にも繋がるのではないかと考えているところです。

安全就業については、会員の平均年齢の上昇を踏まえた安全就業の検討を行うとともに、「安全は全てに優先する」という合言葉を会員一人ひとりが安全就業や健康管理を自ら守る意識向上の啓発に努め、会員がいつまでも活躍できる就業環境の整備を図って参ります。また、適正就業では、フリーランス法の制定を基にセンターと発注者の契約方法を適正化や会員の就業環境整備を行い、適切かつ円滑な対応を図り、安全・安心な就業ができるように努めてまいります。

以上、令和6年度の事業概要を申し上げましたが、以下に述べます基本方針及び実施計画実現のため、「自主・自立・共働・共助」の理念を基に会員、役職員全員が一丸となり、明るく活力に満ちた、魅力あるシルバー人材センターの確立に努めて参る所存であります。

2. 基本方針

シルバー人材センターの行う事業は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第38条第1項に定められ、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時かつ短期的なものまたはその他の軽易な業務に係るものとの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的とした事業を実施する。

- ① 臨時かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な事業に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢退職者のために、これらの就業機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- ② 臨時かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢退職者のために、職業紹介事業を行うこと。
- ③ 高年齢退職者に対し臨時かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業に必要な知識及び技能の寄与を目的とした講習を行うこと。
- ④ 前三号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業に関し業務を行うことと規定されています。
- ⑤ シルバー人材センターは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の規定に関らず厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の届け出、第1項第4号の業務としてその構成員である高年齢退職者のみを対象として労働者派遣法第2条第3号に規定する労働者派遣事業（以下「労働者派遣事業」という。）を行う事ができると規定されています。従って、当センターはこれらの目的達成のために、定款等の規定に沿った適正な法人運営を行い、次に掲げる事業を確実に実施し、事業計画の達成に努めます。

一 雇用によらない臨時かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

（1）就業開拓提供事業

① 受託事業（一般）

高齢者が就業機会を得ることにより社会参加を促し、地域社会に貢献することによって生きがいづくりと福祉の増進を図るために、高齢者にふさわしい地域社会に密着した仕事を家庭、事務所、公共団体等から請負又は委任の形式により有償で引き受け、これを高齢者に対してその能力・希望等に応じて提供する事業でセンターの就業の核となるものです。

② 独自事業

会員の働く機会をさらに広げるため、会員が独自の創意と工夫により企画し、自ら実施することにより、地域社会に貢献し、生きがいづくりとシルバー人材センターのイメージを高める事業です。

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

（1）労働者派遣事業

福岡県シルバー人材センター連合会が派遣元となり、当センター内に福岡県シルバー人材センター宮若・小竹実施事務所を置き、拠点センター会員を対象として、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る範囲内で労働者派遣事業を行うことができるようになっています。

この労働者派遣事業は、会員の新たな就業機会の確保と合わせて、適正就業の観点からも推進していく必要があります。

（2）職業紹介事業

当センター事務所内に福岡県シルバー人材センター宮若・小竹実施事務所を置き、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人求職を受付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介を行うことができるようになっています。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を展開するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談、助言、調査研究等（公益目的事業）

（1）普及啓発事業

シルバー人材センターの設立目的・趣旨や仕組みを広く市民・町民・企業等に周知を図り、事業実施のためのより一層に信頼と理解を得るために、社会参加活動やボランティア活動等を推進する事業です。

（2）安全・適正就業推進事業

① 安全就業対策

高齢者の就業にあたっては、加齢とともに身体能力が低下していることから、安全の確保が最優先事項となります。高齢者が「安全はすべてに優先する」という基本理念を認識し、自らの健康維持と安全の確保を図るため、安全就業基準遵守のもと、就業にあたるための意識啓発を推進する事業です。

② 適正就業の徹底

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第38条において、シルバー人材センターが高齢者に提供する就業は、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な就業となっていることから、高齢者にふさわしい就業を基本に就業機会の提供を図っていく事業で指揮命令などが発生するなど紛らわしい請負・委任による就業については適正就業ガイドラインに沿って徹底していく必要があります。

(3) 相談事業

高齢者の就業及びその他社会参加活動を推進するため、隨時、就業相談等を行うとともに、入会を希望する高齢者を対象とした説明会の開催を実施する事業です。

(4) 研修・講習事業

高齢者が培った経験や技能、知識にあった就業を提供することが基本となります。が高齢者の更なる就業の機会を拡大するため、就業上必要な知識・技能を付与することを目的とする事業です。

3. 実施計画

- 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な事業に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

(1) 就労開拓提供等事業

① 受託事業（一般）

フリーランス法に伴う契約方法への移行するタイミングを図るとともに、事務処理を円滑かつ効率的に行えるように強化し、会員の就業機会の円滑かつ確実な就業の場の確保に努めて参ります。

また、仕事の情報を可能な限り周知し、就業機会の開拓に努めるとともに、引き続き、現役世代を支える分野への対応や多様化する発注者からのニーズを明確に把握し、新しい継続的な受注確保の充実を図り、就業確保の強化に努めて参ります。

○主な就業分野

施設管理、駐車場清掃・家庭等の樹木剪定及び大工作業・選挙広報紙等の配布、水道検針・宛名書き、賞状書き等・屋内外清掃、草取り、草刈り、お墓の掃除・家庭内の掃除・洗濯・食事の準備、高齢者の介助引越しに伴う整理及び清掃

○令和6年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
240人	25,000人	98%	149,000千円

② 独自事業

会員の技能、経験や趣味を生かした事業を会員自らが企画・立案・実施することにより、就業機会の確保や地域社会へのサービスの提供ができ、センターのPRになり、会員の拡大に繋がる事業として推進して参ります。

小物づくりの会「かぐやひめ」が製作した小物や焼き芋、農産物、木炭、薪等の展示販売を引き続き行うとともに、今年度より「宮若市ふるさと納税」の返礼品（消防団の団服をリニュアルしたバック等）を出品するほか、ホームページやインスタグラムに掲載発信し、PRを図り独自事業の充実に努めて参ります。

○令和6年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	受託金額
15人	150人		600千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

(1) 労働者派遣事業

労働派遣事業は、県連合会が派遣元事業主となり、実施している事業であります。本事業は、厚労省が推進する補助事業として位置づけられており、その実績が当センター補助金の増減に大きな影響してくることから、引き続き人手不足分野・現役世代を支える分野での就業機会を確保し、高齢者の就業拡大を図るなど事業の推進に努めて参ります。

○主な就業分野

- 学校への給食配達
- 介護予防送迎
- 保健事業送迎
- 事業所の屋内清掃
- 工場内の雑用
- 企業の除草整備

○令和6年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率	受託金額
30人	2,200人	14%	17,000千円

(2) 職業紹介事業

連合会の職業紹介事業の事務所として、センター事務所内に連合会宮若・小竹実施事務所を置き、「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人求職を受付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行って参ります。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を展開するための普及啓発、情報提供、研修、講習、相談・助言、調査研究等

(1) 普及啓発事業

地域の高齢者に入会促進や就業機会の確保と拡大を図るとともに、一層の信頼と理解を得ることに努めて参ります。

○主な事業内容

① 広報活動

シルバーハウスセンターが行っている仕事の内容を広く地域住民の方に周知するため、チラシ、新聞、市・町広報誌等に掲載し、全世帯並びに企業等に配布し、就業確保や入会促進の拡大を図る普及啓発活動を実施して参ります。

また、会員、発注者に対して契約関係の変更についてリーフレット活用し、契約方法のご理解をお願いする。

② デジタル化の推進

フリーランス法による契約方法の見直しにより事務処理が増加することから、これに対応するため、デジタル機器を活用し、効率化・簡素化に取組んで参ります。また、会員に対して、デジタル機器を活用し情報提供を図って参ります。

③ 訪問活動による啓発

10月の全国普及啓発促進月間に合わせて、公共機関と企業等を表敬訪問し、シルバー事業の理解と就業促進の協力をお願いするとともに企業等に対して、入会促進を図って参ります。

④ 会員向け情報

会員への情報提供や連絡方法等の充実を図るために一部デジタル機器を活用して、事務局と会員相互の連絡体制の確立をするとともにシルバー事業運営の円滑化を図って参ります。

⑤ 地域交流活動

宮若市ふるさと祭りや小竹町民祭り、地元商業団体等のイベントへの出店し、PRを図るとともに、正月用のリースや苔玉作り等の講習会を実施し、地域の高齢者とふれあい・交流を行い会員拡充に努めて参ります。

⑥ 社会参加活動

宮若市地区、小竹地区において地域の自然環境を守るためのボランティア活動を年2回実施し、市民、町民に喜ばれる活動を図って参ります。また、市、町が主催する地域の環境美化運動に参加し貢献して参ります。

⑦ その他の活動

各専門部会において、シルバー事業運営の円滑化を図り、事業目的を達成するための企画・提案・実施に向けた取組の協議し、シルバー事業の発展に寄与して参ります。

(2) 安全・適正就業促進事業

① 安全就業対策

「安全は全てに優先する」を基本理念として認識し、自らの健康維持や安全就業の意識の向上を図り、傷害事故・賠償事故等のない安心して就業できる場を提供できるように図って参ります。

イ 安全・適正就業対策部会による安全パトロールを実施し、就業実態の把握及び指導・助言を行って参ります。また、熱中症対策及び剪定や草刈作業等の転落・転倒事故や石飛事故などの事故防止の強化に努めて参ります。

ロ 前年度見直した会員の安全就業基準及び作業別安全就業の心得や運転業務ガイドライン等を全会員に配布し、安全就業に関する意識の向上を図る啓発を行って参ります。

ハ 安全就業促進大会を開催し、「安全は全てに優先する」を念頭に会員一人ひ

とりが安全就業の意識の向上を図って参ります。

二 会員への健康管理に関する情報提供を行い、自ら健康の維持に努めてもらえるようにお願いするとともに、健康診断等の受診の推進を行って参ります。

また、運転業務を遂行する会員においては、引き続き運転前後の酒気帯び検査を実施し、飲酒運転撲滅に努めて参ります。

② 適正就業の徹底

シルバー事業の主旨である臨時的かつ短期的な就業及びその他軽易な業務による仕事の関係法令に基づく適正な受託就業関係を確立するため、適正就業に関する規程及びガイドラインに沿った就業会員の就業実態や就業形態の点検を行い、公平な就業体制の確保や不適切な契約の未然防止に努めるとともに適しない就業については、労働者派遣事業及び職業紹介事業に切り替えるなど引き続き適正な就業に努めて参ります。

(3) 相談事業

① 就業相談の実施

会員及び地域の高齢者を対象に隨時、来訪や電話による就業相談を行って参ります。

② 入会説明会の開催

入会希望者を対象に毎月1回説明会を2カ所で開催するとともに必要に応じて隨時、説明会を開催いたします。また、地域の高齢者が入会希望者を募るため、ホームページや全戸配布チラシ等で周知図って参ります。

(4) 研修・講習事業

① 会員への安全就業に関する講習会（安全就業講習会、交通安全講習会、健康管理講習会等）の開催し、安全就業対策の意識向上を図って参ります。

② 会員がデジタル機器（主にスマートフォン）を活用ができるように講習会等を開催し、今後の連絡等の効率化を図って参ります。

③ 県連合会が主催する研修会や会合等に参加し、会員、役職員及び事務局職員の資質向上を図りシルバー人材センターの目的及び運営方針を再確認し、シルバー事業に貢献して参ります。